

日バス協技第105号

令和6年4月1日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人日本バス協会

会長 清水 一郎

「一般乗合・貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準についての一部改正」に
ついて

平素より、当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省物流・自動車局長から、別添のとおり周知依頼がありました。
つきましては、本通達の趣旨をご理解いただき、傘下会員事業者へ周知をお願いいたします。

担当：労務・安全部（泉・池田）

電話：03-3216-4015